

旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

第1 目的

火災発生時に自衛消防隊員(以下「隊員」という。)がとるべき最低限必要な対応事項を示すとともに、個々の旅館・ホテル等(以下「ホテル等」という。)の建築構造、内装、消防防災設備等に応じて限界時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかを、検証することにより確認し、これによって防火管理体制の整備に資するものである。

第2 指導の対象

本マニュアルにより訓練あるいは検証(以下「訓練等」という。)を行う対象物は、政令別表第1(5)項イに掲げる用途の部分が、次の1及び2に該当するもの

- 1 収容人員が30人以上のもの
- 2 地階を除く階数が3以上のもの

第3 指導要領

- 1 本マニュアルは、現在の消防計画の自衛消防隊及び消火、通報及び避難の訓練の実効性を定期的に検証を行うことにより確認するとともに、その結果をもとに、さらに適切な行動が行われるよう消防計画を整備するものであるので、指導する際には現在ある消防計画を尊重して行うこと。
- 2 宿直をすることとされている全従業員がホテル等の対応行動を行えるよう指導すること。
- 3 対応行動の順序、連絡、指示の方法の詳細については、対象物の実態に応じて行うものであること。
- 4 その他
 - (1) 本マニュアルに基づく訓練等は、自衛消防訓練(総合訓練)として扱うので「自衛消防訓練通知書」を提出させ、処理すること。
 - (2) 本マニュアルに定める対応事項、検証の際の限界時間の設定等の内容や改善指導の方法は、一般的な構造、形態のホテル等を想定しているので、本マニュアルに基づく訓練等を行っていく過程で、想定していない形態あるいは構造のホテル等について、創意工夫ができる場合には、積極的に評価すること。

第4 対応事項

- 1 出火場所の確認
自動火災報知設備(以下「自火報」という。)の受信機又は副受信機により出火場所を確認する。
- 2 現場の確認
出火場所に至って、現場の状況を確認する。
- 3 消防機関への通報
電話等により、火災である旨を、消防機関へ通報する。
- 4 初期消火

消火器又は屋内消火栓により初期消火を実施する。

5 情報伝達

宿泊客に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示する。

6 避難誘導

廊下に出てきた客を安全な地点まで避難誘導する。

安全な地点とは、次の地点をいう。

- ・耐火建築物の場合
 - ① 特別避難階段の附室
 - ② 堅穴区画がなされている階段室
 - ③ 屋上広場、安全な地上までの避難路を有するベランダ等
- ・耐火建築物以外の建築物の場合
 - 安全な地上

第5 対応事項の実施方法

本マニュアルによる訓練等に当たっての対応事項の実施方法は概ね次のとおりであるが、個々のホテル等の実態に応じたものとなるように配慮すること。

また、個々の対応事項の実施状況については防災センター等で情報を一元化して把握、管理するよう指導すること。

1 出火場所の確認

- (1) 3階以上の階(5階建以上の旅館・ホテル等の場合は、3階から最上階より2階層下までの階)(資料1参照)にある客室のうち、火災確認を行うこととされている者が待機している場所から最も遠いと考えられる場所に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。この時、発報させた客室の廊下側の入口付近に旗等の目印を設置しておく。また、当該客室は内側から施錠しておくこととする。
- (2) 隊員は、夜間に正規に勤務する場所(防災センター、フロント等)で待機しているものとする。
- (3) 受信機又は副受信機で火災表示灯が点灯した場所を見て自火報作動場所を確認する。なお、警戒区域一覧図がある場合は、火災表示灯が点灯した場所と一覧図を照合させる。
- (4) 仮眠状態で待機することとしている場合は、作動後15秒経過した後に行動を開始する。

2 現場の確認

- (1) 受信機、又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示(放送設備、肉声、電話、無線等を用いて)して、作動した感知器の設置されている客室に行き、マスターキーを用いてドアを開けて中に入り、火災の有無を確認する動作を行う。この場合、他の隊員で仮眠状態で待機することとしている者は、指示されてから15秒経過した後に行動を起こすこと。
- (2) 火災を確認した隊員は、その場で「火事だー!」と2回叫ぶ。
- (3) 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。(避難誘導等の際の隊員の移動についても同様とする。)
 - ① 非常用エレベーターは使用できるものとする。
 - ② 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付きのものに限り使用できるものとする。

常用エレベーターを使って火災の確認を行う隊員は火災階の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階への移動にあっては階段を利用すること。

3 消防機関への通報

- (1) 対応行動上通報を行うこととされている者が、消防機関への通報を行う。通報にあたっては訓練用通報装置(非常通報装置用試験装置)を有効に活用すること。
- (2) 電話による通報の内容は、当該ホテル等で予め定められた通報内容によることとするが、概ね次の内容を通報させること。
 - ① 所在・名称・目標
 - ② 出火階・出火場所
 - ③ 当日の宿泊者数
- (3) 119番通報は自火報が作動し、現場確認中である旨を付加する。

4 初期消火

- (1) 模擬初期消火は、消火器、屋内消火栓を用いて行う。
- (2) 消火器は消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢をとり、15秒間維持する。
- (3) 屋内消火栓は、放水のための動作を行った上で放水体勢をとり、30秒間維持する。消火開始までの操作は、原則として2人以上で実施する(注1)こととする。
なお、検証の場合この行動を選択すれば限界時間を1分延長できる。
(注1) 二号消火栓、又は操作者が、屋内消火栓を1人で操作することができる能力があると消防職員が認めた場合は、1人で操作しても良い。

5 情報伝達

- (1) 放送設備が設置されている場合には、当該設備を使用し非常放送を行う。
放送文例は概ね次のとおりとするが、ホテル等の独自の放送文例がある場合にはそれによることとする。
なお、放送は2回繰り返すこととし、放送の間に適宜、警報音を挿入させること。
「〇〇階〇〇で火災が発生しました。お客様は、従業員の指示に従って避難して下さい。(繰り返します)」
- (2) 火災である旨が一斉に伝達される電話機(非常用構内通報機)等が設置されている場合には、当該電話機等を使用し、(1)の文例に準じて宿泊客に火災である旨を知らせる。
- (3) 隊員は、「火事だー!」と叫びながら(ハンドマイクがある場合はこれを利用する)客室のドアをたたき、火災である旨を知らせる行為を繰り返す。
この場合の原則は、(表1、資料2)のとおりとする。

表1 各室伝達を行う範囲

条 件	組 合 せ 例										範 囲
	客室内部 にスピーカー (注3)	共用部分 にスピーカー (注4)	耐火建築物	内 装 制 限		水平区画 (注5)	全ての堅 穴が壁穴 区画	客室から の直接避 難(注6)	安全な階 段(注7)	スプリンクラー 設置 (注8)	
				客室	退避路						
非常放送設備等 により客室内部 に直接伝達が可 能で、かつ最終避 難経路があるか、 スプリンクラー が設置されてい る場合	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	不 要
	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	
	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	
共用部分に非常 放送設備が設置 されており、火災 階が防火区画に よって分割され ていて、上階延焼 の恐れが少なく、 上階からの避難 路が確保されて いる場合	-	○	○	-	○	○	○	-	○	-	火災と なった 防火区 画内
	-	○	-	-	-	○	-	-	○	○	
共用部分に非常 放送設備が設置 されており、上階 延焼の恐れが少 なく、上階からの 避難経路が確保 されている場合	-	○	○	-	○	-	○	-	○	-	火災階
	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	
共用部分に非常 放送設備が設置 されており、上階 延焼の恐れがあ る程度少なく、上 階からの避難路 が確保されてい る場合	-	○	○	-	-	-	○	-	○	-	火災階 及び直 上階
	-	○	-	○	○	-	○	-	○	-	
共用部分に非常 放送設備が設置 されており、上階 からの避難路は あるが、上階延焼 の恐れがある場 合	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	火災階 以上の 階
上記以外の場合											全階

(注2) 「各室伝達」とは、客室のドアをたたいて、火災である旨を知らせる行為を言う。(資料3参照)

(注3) 「客室内部にスピーカー」とは、全ての客室内に、放送設備(一斉式放送設備を含む。)のスピーカー、火災である旨が一斉に伝達される電話機(非常用構内通報機)等が設置されていることを言う。

(注4) 「共用部分にスピーカー」とは、放送設備のスピーカーが消防法令に基づき共用部分に設置されていることを言う。

(注5) 「水平区画」とは、建築基準法施行令(昭和25年1月16日政令第338号、以下「建基令」という。)第112条第1項の規定により又はこれに準じて、ホテル等の各階が耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸(現・特定防火設備。以下同じ。)で区画されていることを言う。なお、火災となった防火区画内のみ各室伝達を行おうとする場合には、水平区画を形成する当該ホテル等内の全ての防火戸について、閉鎖障害がないことが確認されていなければならない。

(注6) 「客室からの直接避難」とは、3階以上の全ての客室に避難器具が設置されているか、又は3階以上の全ての客室が安全な避難路を有するベランダ等に面していることをいう。

(注7) 「安全な階段」とは、堅穴区画がなされている階段又は屋外階段が1以上設置

されていることをいう。

(注8) 「スプリンクラー設置」とは、スプリンクラー設備が消防法令に基づき設置されていることをいう。

- (4) (表1)の堅穴区画は、すべての防火戸が、その閉鎖方式に応じ、次の場合に堅穴区画が形成されたこととする。
- ア 常時閉鎖式防火戸の場合；閉鎖されていること。
 - イ 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸の場合；閉鎖障害がないこと。
 - ウ 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸の場合；火災階の防火戸は、全て手動で閉鎖すること。
また、火災階以外の階の防火戸は、閉鎖障害がないこと。
 - エ 手動で閉鎖する構造の防火戸の場合；堅穴区画を形成する火災階以上の全ての防火戸を手動で閉鎖すること。
- (5) 当該旅館・ホテル等が数棟によって構成されている場合には(表1)の火災を知らせる行為は、火災発生棟とした棟のみについて行えば良い。
ただし、火災発生階が渡り廊下等により、消防法上別棟とされる他棟と連絡している場合には、(4)に準じて別棟区画が形成されていることが必要である。

6 避難誘導

- (1) 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がある場合には、火災階以上の各階において、これらのうち1の附室又は階段室の入口付近で「ここから逃げて下さい!」と2回叫ぶ(ハンドマイクがある場合は利用すること。以下同じ。)こととする。
ただし、スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階及びその直上階において上記行為を行えば足りることとする。
- (2) 特別避難階段及び堅穴区画された階段室が設置されていない場合は、直通階段のうち防火上最も安全と考えられるものを選んで、次のとおり避難誘導を行うこととする。
- ① 火災階及びその直上階
階段の入口付近で、「ここから逃げて下さい!」と叫んだ後、避難階まで誘導する動作をそれぞれ行う。
 - ② 火災階の直上階より上の階
最上階から火災階の2階上の階まで、各階の階段入口付近で「ここから逃げて下さい!」と2回叫びながら、避難階まで誘導する動作を1回行う。
- (3) 1以上の特別避難階段又は避難階段の入口部分に誘導音装置付誘導灯が設置されている場合は、(1)の避難誘導は必要ないこととする。
- (4) 特別避難階段がある場合は、当該階段附室の排煙設備を出火後直ちに起動させる。
- (5) 空調設備は出火後直ちに停止する。
- ※ 避難誘導の範囲及び方法については、資料2参照

7 消防隊への情報提供

- (1) 消防隊に対し、概ね次の内容を提供させる。
- ・出火場所「〇階の〇〇」
 - ・避難の状況「〇～〇階の避難状況は〇〇です」
 - ・自衛消防隊の活動状況「自衛消防隊は〇～〇階の避難誘導と消火活動を行っています。」
- (2) 防災センターでは、前(1)のほか消防防災設備の作動状況、その範囲等についても情報を整理、一元化して併せて報告する。

第6 検証の実施要領

本マニュアルで必要とされる対応事項が一定の時間内に行えるか、検証する場合は、以下の要領により行うこと。

- 1 検証対象物の訓練指導者を検証責任者として指定し、効率的な検証が実施できるよう指導する。
- 2 消防職員による検証にあつては、予防情報システムの情報、防火対象物関係資料綴り等により、当該ホテル等の構造、内装、区画、スプリンクラー設備等の有無を確認する。

3 限界時間の設定

火災階と非火災階とでは、火災の際の行動可能時間が異なっているため、検証に際しては火災階と非火災階のそれぞれについて、隊員が活動できる限界時間を設定する。

出火場所の感知器の作動から出火階が危険なレベルに達すると推定されるまでの時間を「出火階の限界時間」、火災階以外の階が危険なレベルに達すると推定される時間を「非火災階の限界時間」とする。

限界時間は、スプリンクラー設備を設置していないものにあつては、建築物の構造、内装等に応じて定まる基準限界時間と延焼速度を減少させること等によって得られる延長時間の和とする。

3-1 火災階の限界時間

火災階の限界時間は表2のとおりとする。

表2 火災階の限界時間(T_f) (資料4フローチャート参照)

条 件			T_f
消防法令に基づきスプリンクラー設備が設置されている(注9)階			9分
上記以外の階	火災階の基準時間($T_f, 1$)	内装制限がなされている(注10)場合で、客室と廊下の欄間、ガラリー等がない場合	6分
		内装制限はなされているが、客室と廊下の間に欄間、ガラリー等があり、防煙的にみて一体の空間と見なせる場合	5分
		内装制限がなされていない場合	3分
	火災階の延長時間($T_f, 2$) (注11)	寝具類に防災製品が使用されている場合	1分
		対応行動(第5、4)において、屋内消火栓を使用する場合	1分
			($T_f, 1$) + ($T_f, 2$)

(注9) 「スプリンクラー設備が設置されている」には、消防法施行規則(以下「規則」という)第13条に基づきスプリンクラー設備が設置されていない部分があることを含むものとする。以下同じ。

(注10) 「内装制限がなされている」とは、客室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く。以下同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、客室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされている場合をいう。以下同じ。

(注11-1) 寝具類に防災製品が使用されている場合の延長時間は、内装制限がなされていない場合の基準時間には加算できないものとする。

(注11-2) 寝具類に防災製品が使用されている場合の延長時間と対応行動において屋内消火栓を使用する場合の延長時間とは、それぞれ基準時間に加算することがで

きるものとする。

3-2 非火災階の限界時間

非火災階の限界時間は表3のとおりとする。

表3 非火災階の限界時間(T_n) (資料5フローチャート参照)

非火災階の限界時間 (T_n) = 非火災階の基準時間($T_{n, 1}$) + 非火災階の延長時間($T_{n, 2}$)	
非火災階の基準時間 ($T_{n, 1}$)	火災階の限界時間(T_f)を用いる。
非火災階の基準時間 ($T_{n, 2}$)	堅穴区画がなされている(注12)場合 3分
	堅穴区画がなされており、各客室ごとに定員相当の火災避難用保護具が設置されている場合 4分

(注12) 「堅穴区画がなされている」とは、東京消防庁表示制度の実施に関する規程(昭和62年3月13日東京消防庁訓令第9号)(以下「表示規程」という。)別記2「表示基準」の審査項目のうち「防火区画」の項目に適合していることをいう。以下同じ。

注) ここで言う「防火区画」の項目とは、次のとおりである。
「必要な防火区画(地下街の各構え等の区画を含む。)が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損、変形等がないこと。」
なお、表示規程は、平成18年10月1日に廃止。

- 4 当該ホテル等の関係者に、前3に基づき火災階及び非火災階の限界時間を設定させ、様式1号「旅館・ホテル等の夜間の防火管理体制実態表」(以下「実態表」という。)にその限界時間を記載させる。
- 5 関係者に実際の夜間の勤務体制及び宿泊客の宿泊状況(季節、曜日等による変化の状況)について実態表に記載させる。
- 6 当該ホテル等において、限界時間、対応行動について変更がないか、実態表の内容について確認させ、変更があった場合は、実態表の内容を変更させるとともに、新たな限界時間及び対応行動の内容が指導マニュアルに適合している旨を確認させる。
- 7 検証は、適切な場所に事業所側の従業員を配置させるか、対応行動を行うものと一緒に行動しながら、様式2号「旅館・ホテル等の検証実施結果記録表(以下「記録表」という。)」により対応時間を測定させ、その結果を記録させ、実態表及び自衛消防訓練実施結果記録書の写しと共に保管させる。
- 8 消防職員による検証にあつては、前7の対応時間の測定ならびに対応行動の評価を行うこと。
- 9 検証の方法
個々のホテル等の通常の夜間の勤務体制において、自火報作動以後の対応を前第4のとおり行った場合、自動火災報知設備作動から火災階での対応事項完了までに要する時間を R_{tf} 、非火災階での対応事項完了までに要する時間を R_{tn} とした時
 $R_{tf} \leq T_f = T_{f, 1} + T_{f, 2}$ かつ $R_{tn} \leq T_n = T_{n, 1} + T_{n, 2}$ であることを検証し、 $R_{tf} > T_f$ 又は $R_{tn} > T_n$ の場合には、第7により、指導を行うこと。

第7 対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の指導要領

対応事項の検証を行った結果、限界時間内に行動を完了できなかった場合には、以下の項目から該当する改善内容を示し、それらの中から当該ホテル等の状況、防火管理体制、経済性等の事情により、実現可能な改善策を検討するように指導した後、改善目標期日を申告させたうえ、当該期日以降の適当な日に再度検証を実施させること。

また、本要領以外に、個々の旅館・ホテル独自の改善策も考えられるので、本マニュアルの考え方を十分理解させ、それぞれの創意工夫を引き出すようにすること。

1 指導すべき改善の提示内容

限界時間内に所要の行動を完了することを可能にするためには、検証の際、特に問題が生じた対応行動((1)~(6))等についての改善等を検討するように指導を行う。

限界時間内に所要の行動を完了させるためには、以下の2つが考えられる。

- 1) 限界時間はそのまま、対応行動の改善によって行動時間の短縮化を図る。
- 2) 限界時間そのものを延長させる。

この方法のうち、1)は原状の建物構造等自体に大きな変更を加えずに改善しようとするものであり、比較的対応が容易であるが、大幅な時間の短縮化は余り望めない(ただし、人員を増加すると経済的には負担がかかるが時間の短縮化には大きな効果がある)。2)は、建物の内装・構造・設備等について変更を加える必要があり、一般に経済的に負担がかかり、改善のための時間もかなり必要となるが、限界時間を延長することができ、夜間の防火管理体制に大きな変更を加えることなく、対応事項を完了できるようになる場合が多い。更に2)によった場合は単に限界時間の延長にとどまらず、対応行動の一部簡略化を副次的に期待でき、二重の効果が得られる場合もあり、効果的である。

1. 1 訓練による対応時間の短縮

現状の防火管理体制に変更を加えず、訓練によって向上を図ろうとするものであり、対策としては最も基本的であるが、訓練を十分に行っていない場合は大幅な改善が望める対策である。

具体的には、次のような事項が挙げられる。

- a) 現状のまま、訓練回数を増やす
基本的な対策であり、以下のb)~e)のためにも必要
- b) 階段の昇降訓練をする
出火地点まで遠い場合や隊員の体力不足の場合に有効
- c) 客室への火災連絡の訓練をする
各室伝達が必要な場合にはある程度有効
- d) 消火器、屋内消火栓の取扱い、放送設備等機器の操作の習熟を図る
検証において、操作上のトラブルが見られた場合等には極めて有効
- e) 自衛消防隊員間の連携を図る
複数の隊員の連携に依存している場合には有効

1. 2 夜間の防火管理体制の変更

現状の夜間の防火管理体制の対応事項や人員構成に変更を加える。人的な対応が比較的容易な場合や、1.1では対応しきれない管理体制上の問題がある場合に有効である。

- a) 体力のある人に替える
夜間の勤務体制が体力的に発災時の対応に向かない人員で構成されている場合、1)の対策(特にa)、b)だけでは対応ができない場合等に有効
- b) 適材適所の役割分担をする
複数の職員により対応行動をする場合で、体力に違いがある場合や、機器操作能力に得手不得手がある場合に有効
- c) 副受信機の設置等により、従業員宿舎からの応援体制の整備を図る
設備的な対応はできないが、同一敷地内等に従業員が宿泊待機しているような

場合に有効

- d) 相互応援体制を整備する
多数の手助けが必要な場合、特に非火災階の連絡、避難誘導に問題がある場合に有効
- e) 指揮系統等の組織体制を整備する
作業分担、責任体制の不備等により、対応行動に混乱がみられる場合に有効
- f) 夜間勤務者を増加する
夜間の防火管理体制の抜本的見直し、対応時間の短縮に有効

1. 3 対応事項の変更

- a) 伝達方法を変更する
屋内電話、後述の無線機等の設置により伝達方法を工夫する。連絡時間の短縮化に極めて有効
- b) 経路を変更する
通常用いる経路以外の最短距離を工夫する。確認時間の短縮にある程度有効
- c) 仮眠待機場所の変更を行う
夜間勤務者の仮眠場所が、防災センターや客室から遠い場合は、その近くに移動させる。確認連絡時間の短縮に有効
- d) 仮眠待機場所の分散を行う

夜間勤務者の仮眠待機場所を分散させ、電話等による連絡体制を整備する。
確認のための移動時間の短縮に有効

1. 4 設備等の強化

1.1~1.3 の対応によるだけでは対応時間を限界時間内にすることができない場合又は 1.3 の対応事項の変更上必要な場合には、設備等を強化することによって限界時間の延長や、対応時間の短縮を図る。この際、この設備の設置による効果が十分挙げられるように、対応事項の一部を変更する必要がある場合が生じるので留意する。

- a) 無線機、館内非常電話等を設置する
火災確認の連絡時間の短縮に有効
- b) 放送設備の起動装置及びマイク並びに 119 番通報可能な電話機を全ての階に設置する
対応時間全般の短縮に有効
- c) 放送設備のスピーカー又は一斉電話等を各客室内に設置する
各室伝達が大幅に省略できるため、宿泊客が多く情報伝達に時間を要する場合には、極めて有効
- d) 防災設備等をシステム化する
防災センターに多くの操作機器があり、その操作が複雑であるか、人員数が不足している場合に有効
- e) 避難器具を 3 階以上の全客室に設置する
各室伝達が大幅に省略できるため極めて有効
- f) 火災避難用保護具を全客室に設置する
限界時間を延長することができる
- g) エレベーターを改良する
非常用エレベーターが設置されていない場合には最低 1 台の常用エレベーターを停電時最寄り階停止装置付エレベーターに改造する。確認駆け付け時間の短縮に有効
- h) 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する
階段部分での避難誘導の作業が省略されるので極めて有効

- i) スプリンクラーを設置する
限界時間の延長、対応事項の省略両面に極めて有効

1. 5 建物構造等の強化

1.1~1.4 の対応によるだけでは対応時間を限界時間内にすることができない場合又はそれらの対応を選択しない場合には、建物の構造等、建物自体にかかる抜本的な対策を施すことが必要となる。本対策のうちでは、1.4 の i) スプリンクラーの設置と並ぶ高度なレベルの対策であり、効果は大きいが経済的な負担を必要とし、改善にも時間がかかることに留意すること。

- a) 寝具類に防災製品を使用する
限界時間を延長することができる
- b) 内装の不燃化を図る
限界時間を延長することができる
- c) 客室と廊下間の区画性能を高める
限界時間を延長することができる
- d) 階段室を堅穴区画する
限界時間を延長することができる。また、避難誘導時間の短縮化に極めて有効
- e) 各階を特定防火設備により、複数の区画により水平区画する
各室伝達する範囲を少なくすることができるので、情報伝達の時間短縮化に極めて有効
- f) 別棟区画する
避難誘導の対象とする範囲を少なくすることができるので、避難誘導の時間短縮化に極めて有効
- g) 安全な避難路を有するベランダを設置する
各室伝達が大幅に省略できるため極めて有効
- h) 屋外階段を増設する
最終避難路を確保することができるので、各室伝達及び避難誘導の時間の短縮化に極めて有効
- i) 一部の室の使用用途の変更を行う
一部の客室を他の用途に使用する等により、連絡・避難誘導等の対応行動の負担を軽くする対応時間の短縮化に極めて有効
- j) 構造を変更する
建て替え、改築により、建物の耐火性能を向上させ、限界時間を大幅に延長させる。

2 実地検証に基づく対策指導の例

実地検証の際に、対応時間が限界時間を上回った場合には、その超過時間の長短によって、前 1 の指導事項の具体的な実施方法について、以下のような指導を一つの目安として行うこと。

2. 1 対応時間が限界時間を僅かにオーバーする場合

現状の防火管理体制のままであっても、訓練によってその改善を図ることが可能として残されているレベルである。また、一部の夜間勤務者の変更、対応行動の変更等、小規模な変更で要求水準が満足される可能性も高い。

(1) 経済的にも人的にも余裕がなく、現状の体制で改善を図って行きたい場合

1.1 訓練による対応時間の短縮

- a) 訓練回数を増やす
- b) 階段の昇降訓練をする
- c) 客室への火災連絡の訓練をする

- d) 消火器、屋内消火栓の取扱い、放送設備機器の基本的な操作の習熟を図る
 - e) 隊員相互間の連携を図る
- (2) 経済的には余裕がないが、人的には多少対応が可能である場合
- 1.2 夜間の防火管理体制の変更
 - a) 体力がある人に替える
 - b) 適材適所の役割分担をする
 - 1.3 対応事項の変更
 - a) 初期消火作業で屋内消火栓を使用する
 - b) 伝達の方法を変える
- (3) 人的な対応は余り望めないが、経済的に多少余裕がある場合
- 1.4 設備等の強化
 - a) 無線機、館内非常電話等を設置する
2. 2 所要時間が限界時間を数十秒から1,2分程度オーバーする場合
この場合には、消防計画自体の多少の見直しや、設備的な対策による所要時間の短縮化を図る必要が出てくる。
- (1) 経済的にも人的にも余裕がなく、現状の体制で改善を図って行く場合
- 1.1 訓練による対応時間の短縮
 - a)～d)のみでは困難
 - e) 隊員間の連携を図る
 - (2) 経済的には余裕はないが、人的には多少対応が可能である場合
 - 1.2 夜間の防火管理体制の変更
 - a)～b)のみでは困難
 - c) 副受信機等設置により、従業員宿舎からの応援体制の整備を図る
 - d) 相互応援体制を整備する
 - e) 指揮系統等組織体制を整備する
 - 1.3 対応事項の変更
 - a)～c)のみでは困難
 - d) 仮眠待機場所の変更を行う
 - (3) 人的には対応は余り望めないが、経済的に多少余裕がある場合
 - 1.4 設備等を強化する
 - a)のみでは困難
 - b) 無線機、館内非常電話等を設置する
 - c) 放送設備の起動装置及びマイク並びに119番通報可能な電話機を全ての階に設置する。
 - d) 放送設備のスピーカー又は一斉電話等を各客室内に設置する
 - e) 避難器具を3階以上の全客室に設置する
 - f) 火災避難用保護具を全客室に設置する
 - g) エレベーターを改良する
 - h) 階段部分に誘導装置付誘導灯を設置する
 - 1.5 建物構造等を強化する
 - a) 寝具類に防災製品を使用する
 - b) 内装の不燃化を図る
2. 3 所要時間が限界時間を数分以上オーバーする場合
消防計画の多少の見直しや、小規模の設備的な対策による所要時間の短縮化では対応できないので、かなりの規模の設備設置や、建築構造の改変を行い、限界時間の延長による対策を併せて図る必要が出てくる。
- 1.1 訓練による対応時間の短縮
 - これのみでは困難

1.2 夜間の防火管理体制の変更

- a)～b)のみでは困難
- c) 副受信機等の設置により、従業員宿舎からの応援体制の整備を図る
- d) 相互応援体制を整備する
- e) 指揮系統等組織体制を整備する
- f) 夜間勤務者を増加する
- c)～e)についてはかなりの増員や緻密な計画による必要がある。

1.3 対応事項の変更

- a)～c)のみでは困難
- d) 仮眠待機場所の変更を行う
- e) 仮眠待機場所の分散を行う
- 1.2 と併せて考える必要がある

1.4 設備等の強化

- a)～e)のみでは困難
- f) 避難器具を3階以上の全客室に設置する
- g) 火災避難用保護具を全客室に設置する
- h) エレベーターを改良する
- i) 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する
- j) スプリンクラーを設置する

1.5 建物構造等の強化

- a) 寝具類に防災製品を使用する
- b) 内装の不燃化を図る
- c) 客室と廊下間の区画性能を高める
- d) 階段室を堅穴区画する
- e) 各階を甲種防火戸により、複数の区画に水平区画する
- f) 別棟区画する
- g) 安全な避難路を有するベランダを設置する
- h) 屋外階段を増設する
- i) 一部の室の使用用途の変更を行う
- j) 構造を変更する

以上のような対策を検証の際の対応時間の結果等から指導していく必要がある。

特に、対応事項(1)～(6)のうちどの部分に問題があったかについて、表4を参考にし、効果ある対策を指導すること。

この場合、どのような改善策を選択するかについては関係者の判断に任せること。

表4 各指導事項の対応事項（所要行動）への影響・効果の目安

各種対策指導事項	対策の効果の内容	効果のある対応事項の番号						限界時間
		(1) 自火報確認	(2) 火災確認	(3) 通報	(4) 消火	(5) 伝達	(6) 誘導	
1. 1 訓練による対応行動の向上								
a)	現状のまま訓練回数を増やす	○	○	○	○	○	○	
b)	階段の昇降訓練をする	—	○	—	—	—	—	
c)	客室への火災連絡の訓練をする	—	—	—	—	△	—	
d)	消火器の取扱い、非常放送設備等機器の基本的な操作の習熟を図る	○	—	○	◎	○	—	
e)	自衛消防隊員間の連携を図る	—	△	△	△	○	○	
1. 2 夜間の防火管理体制の変更								
a)	体力のある人に替える	—	△	—	△	△	△	
b)	適材適所の役割分担をする	△	△	△	△	△	△	
c)	従業員宿舎からの応援体制の整備を図る	—	△	△	○	◎	◎	
d)	相互応援体制を整備する	—	—	—	—	○	○	
e)	指揮系統組織体制を整備する	△	△	△	△	△	△	
1. 3 対応事項の変更								
a)	伝達の方法を変える	—	△	△	△	△	△	
b)	駆付ける経路を替える	—	○	—	—	△	△	
c)	仮眠待機場所の変更を行う	—	◎	—	—	◎	○	
d)	仮眠待機場所の分散を行う	—	◎	—	△	◎	○	
1. 4 設備等の強化								
a)	無線機、館内非常電話等を設置する	—	◎	◎	—	○	○	
b)	非常放送及び119番通報を全ての階からできるようにする	—	—	◎	—	◎	—	
c)	非常放送のスピーカー又は一斉電話等を各客室に設置する	—	—	—	—	◎	—	
d)	防災設備等をシステム化する	○	△	△	—	△	△	
e)	避難機具を3階以上の全客室に設置する	—	—	—	—	◎	—	
f)	火災避難用保護具を全客室に設置する	—	—	—	—	—	—	+1分 ^{a)}
g)	エレベーターを改良する	—	◎	△	—	△	△	
h)	階段部分に誘導音装置付誘導灯	—	—	—	—	—	◎	
i)	スプリンクラーを設置する	—	—	—	◎	◎	—	総て9分 ^{f)}

各種対策指導事項	対策の効果の内容	効果のある対応事項の番号						限界時間
		(1) 自火報確認	(2) 火災確認	(3) 通報	(4) 消火	(5) 伝達	(6) 誘導	
1. 5 建築構造等の強化								
a)	寝具類に防災製品を使用する	—	—	—	—	—	—	+1分 ^f
b)	内装の不燃化を図る	—	—	—	—	○	—	+3分 ^f
c)	客室と廊下間の区画性能を高める	—	—	—	—	—	—	+1分 ^f ※
d)	階段室を堅穴区画する	—	—	—	—	○	○	+3分 ⁿ
e)	各階を甲種防火戸により、複数の区画に水平区画する	—	—	—	—	◎	—	
f)	別棟区画する	—	◎	—	—	◎	◎	
g)	安全な避難路を有するベランダを設置する	—	—	—	—	◎	—	
h)	屋外階段を増設する	—	—	—	—	◎	◎	
i)	一部の室の使用用途の変更を行う	—	○	—	—	○	○	
j)	構造を変更する	—	—	—	—	◎	◎	+2分 ^f +3分 ^f +3分 ⁿ

〔表中の数字記号の説明〕

数字：対応行動の短縮が期待できるおおよその時間及び限界時間の延長時間

記号：特定の時間は指定できないが一般的にみて、

◎ → 大きな効果が期待できる

○ → かなりの効果が期待できる

△ → 多少効果が期待できる

※ → 内装制限がなされている場合に限る

f：出火階

n：非火災階

<旅館・ホテル等のマニュアル様式>

様式1号

旅館・ホテル等の夜間の防火管理体制実態表

名 称				
所 在				
構造 ・ 内装 ・ 区画 ・ 消防用設備等の 状	建 物 構 造	耐火構造、耐火構造以外		
	自動火災報知設備の受信機設置階、場所	階、		
	スプリンクラー設備	有	無	
	屋内消火栓設備	有	無	
	消 火 器	有	無	
	非常通報装置	有	無	
	放送設備（一斉式放送設備を含む）	有	無	
	放送設備のスピーカーの客室内設置	有	無	
	非常用構内通報機	有	無	
	内装制限	客 室	有	無
		避 難 路	有	無
	寝具類の防災製品	有	無	
	火災避難用保護具	有	無	
	客室と廊下との区画（内装制限が前提）	有	無	
	堅 穴 区 画	有	無	
	非常用エレベーター	有	無	
停電時最寄り階停止装置付きエレベーター	有	無		
夜間の防火管理体制	夜間の勤務体制	最多時 （仮眠 人 人）	最少時 （仮眠 人 人）	
	宿泊客の宿泊状況（季節、曜日等による宿泊客の変化の状況）	最多時	名	
時間 限界	火 災 階		分	
	非 火 災 階		分	
情 報 伝 達 範 囲				

(注) 該当する部分を○で囲んでください。

様式2号

旅館・ホテル等の検証実施結果記録表

名称		(ビル)	所在			
検証責任者氏名			連絡電話	Tel		
概要	建築面積	m ²	複合用途建築物の場合に記入	使用階数	階～階	
	延べ面積	m ²		使用部分の のべ床面積	m ²	
	階層	地上階 地下階		他用途の主たるもの		
	建物構造	<input type="checkbox"/> 耐火構造 , <input type="checkbox"/> その他				
検証年月日	年 月 日		時 分～時 分			
限界時間	火災階の限界時間		分			
	非火災階の限界時間		分			
検証結果	119番通報(注2)		分 秒			
	火災階の対応行動終了時間(注3)		分 秒			
	非火災階の対応行動終了時間(注4)		分 秒			
限界時間超過の場合	改善目標日		年 月 日			
再検証予定月日			年 月 日			

(注1) 自火報が作動してから通報が終わり、受話器を置いたところまでの時間

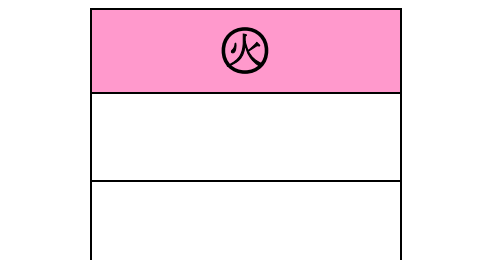
(注2) 自火報が作動してから避難誘導(検証要領による)終了までの時間

(注3) 火災か以外の部分で行う対応行動のうち、最も遅い階で最後の行動が終了した時間を記入してください。

消 防 職 員 職 氏 名 他 名

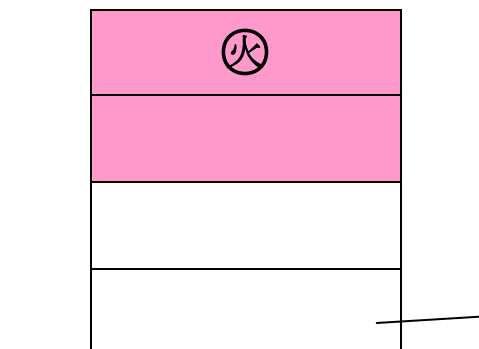
資料1 仮想出火場所の設定要領

3階建ての場合



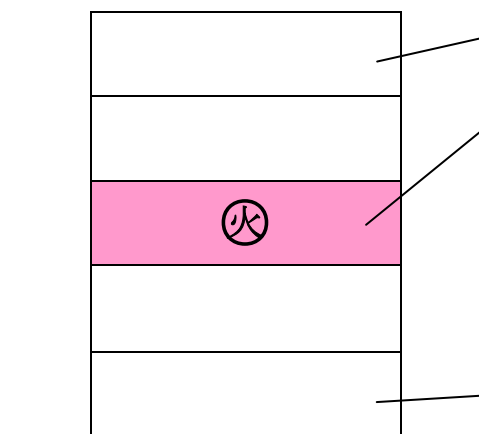
← 3階を仮想出火場所とする。

4階建ての場合



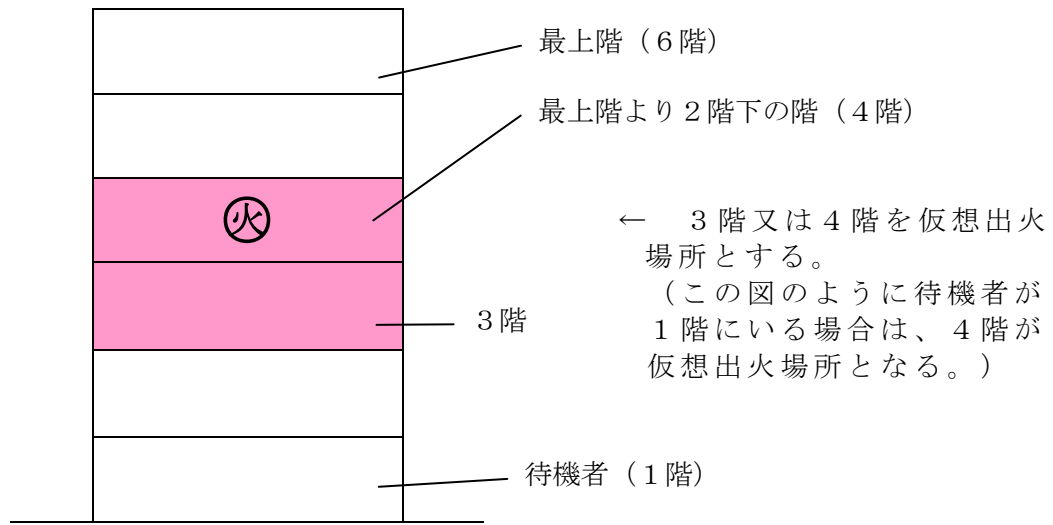
← 3階又は4階を仮想出火場所とする。
(この図のように待機者が1階にいる場合は、4階が仮想出火場所となる。)

5階建ての場合

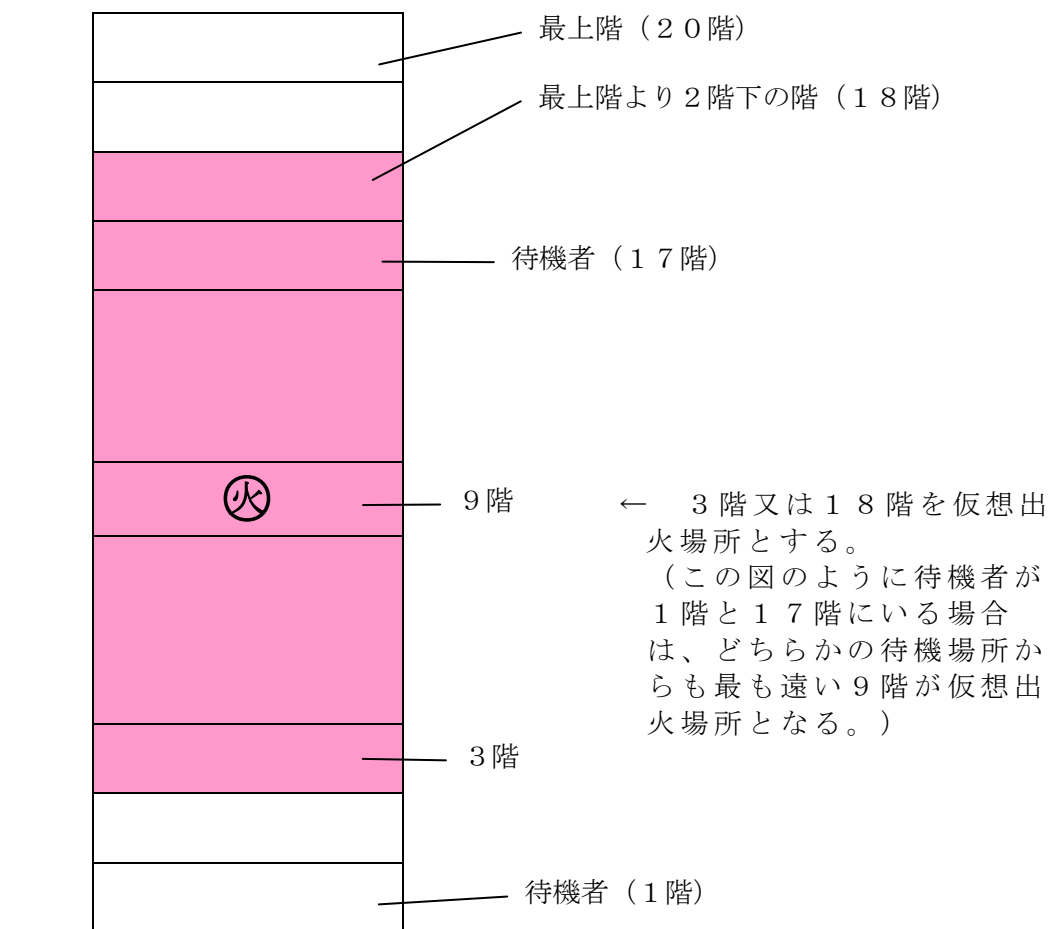


← 3階を仮想出火場所とする。

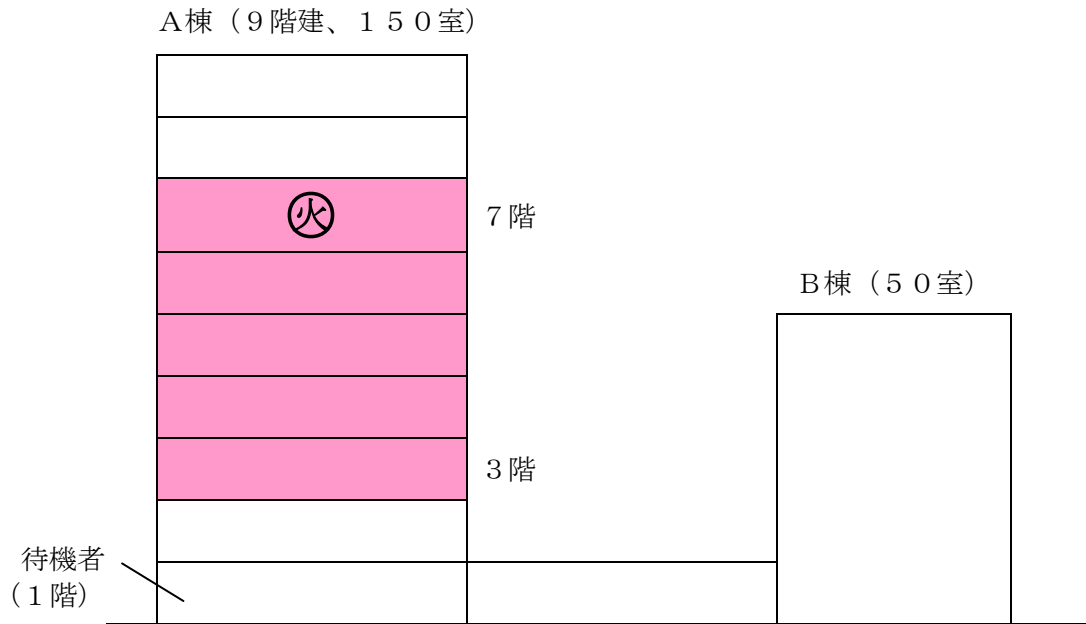
6階建ての場合



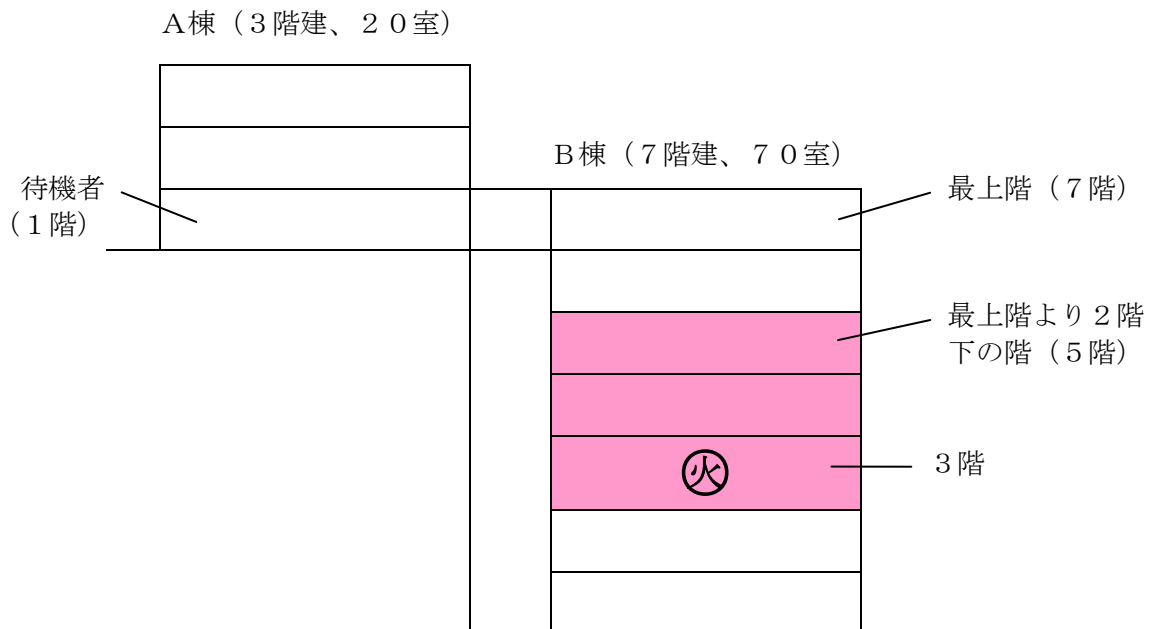
20階建ての場合



2棟の場合



↑ A棟の3階から7階を仮想出火場所とする。
(この図のように待機者がA棟の1階にいる場合は、A棟の7階が仮想出火場所となる。)

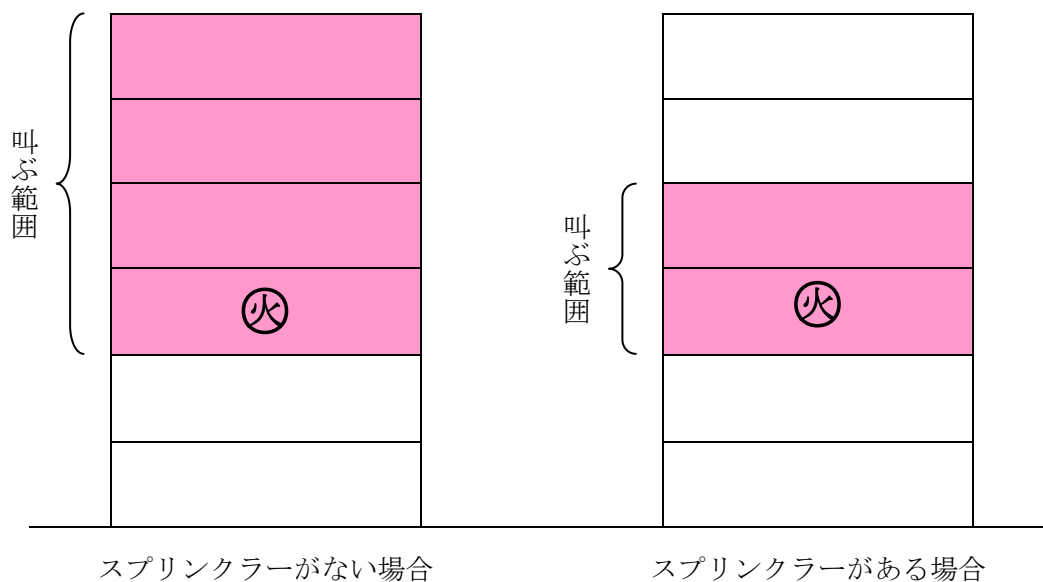


↑ B棟の3階から5階を仮想出火場所とする。
(この図のように待機者がA棟の1階にいる場合は、B棟の3階が仮想出火場所となる。)

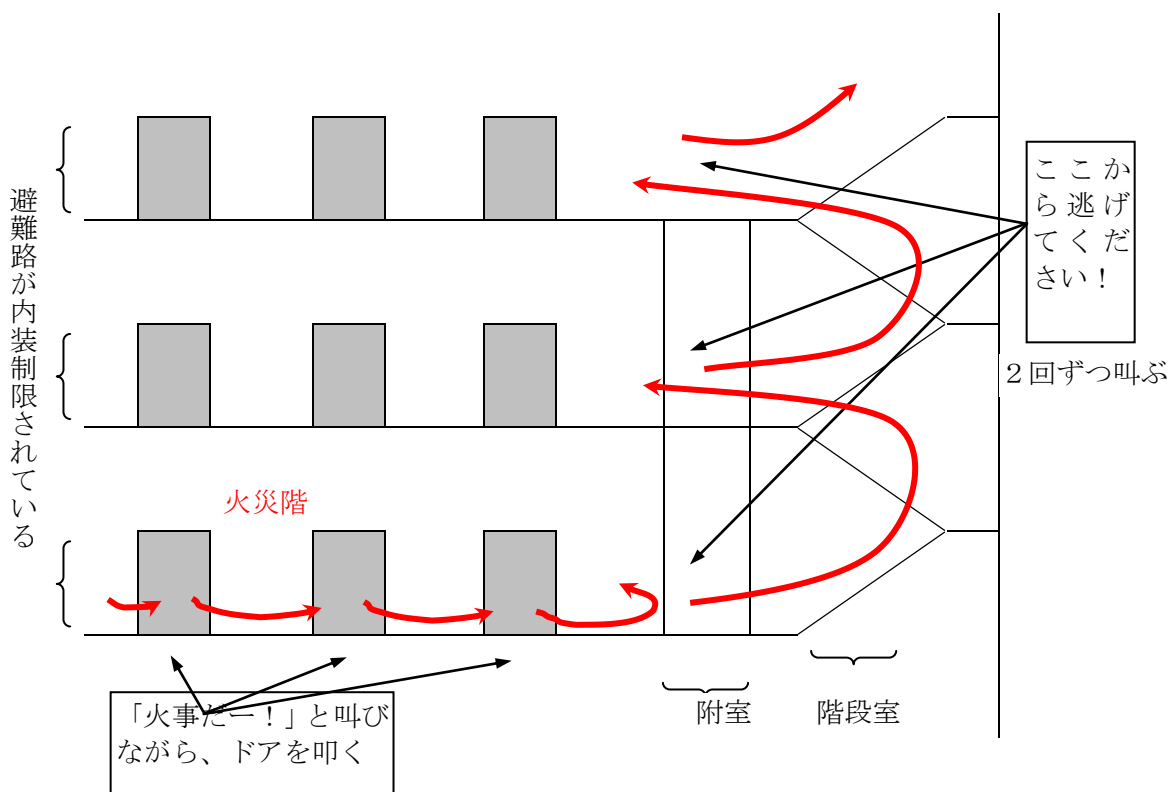
資料2 避難誘導の範囲と方法

1 特別避難階段又は縦穴区画された階段室がある場合

〔「ここから逃げてください!」と叫ぶ範囲〕

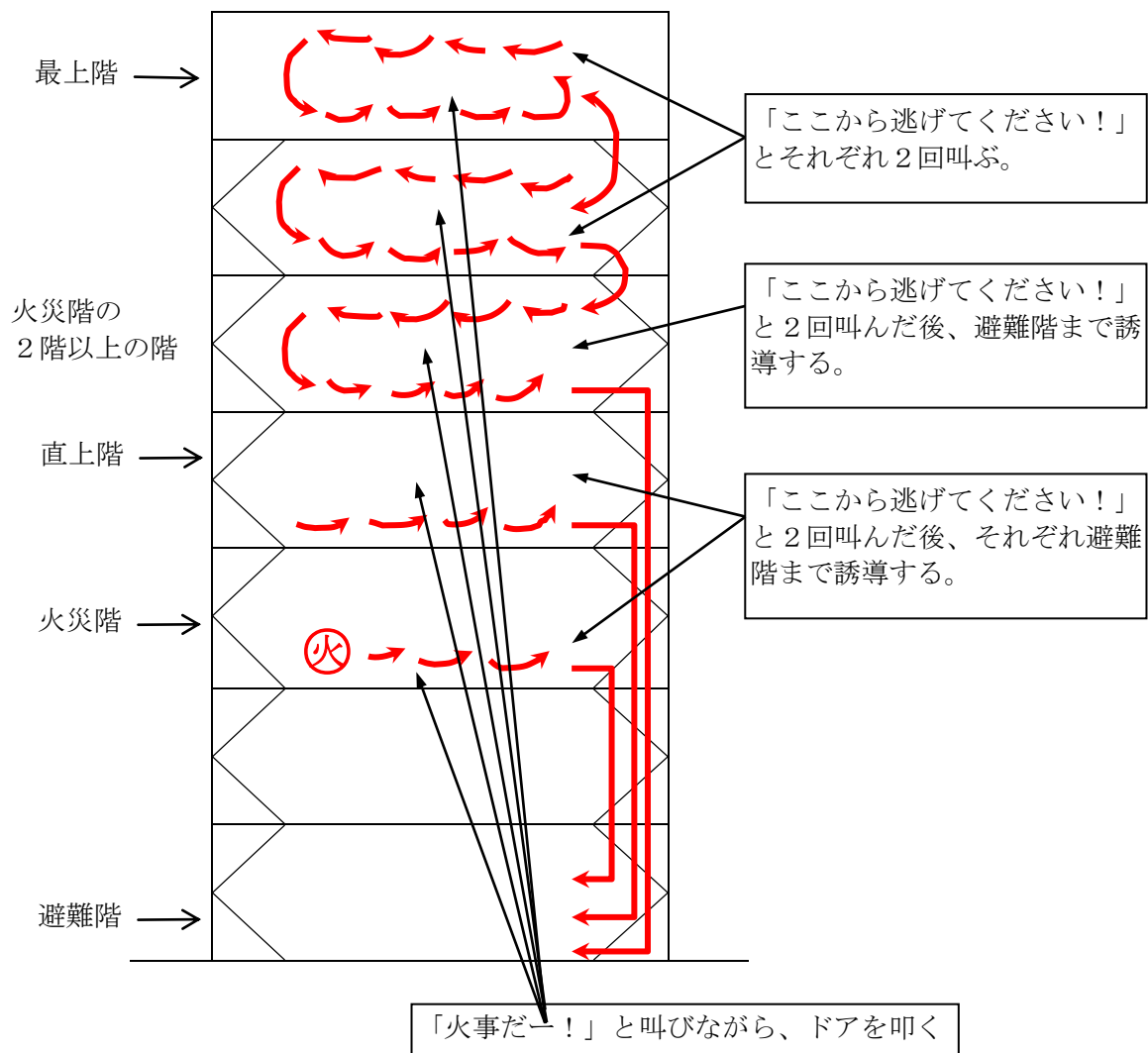


〔スプリンクラーがなく避難路が内装制限されている場合の典型的な誘導パターン〕

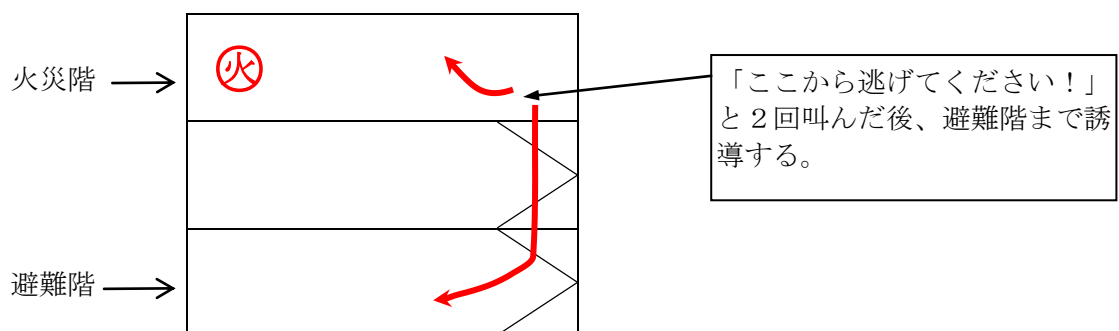


2 特別避難階段及び堅穴区画された階段室がない場合

〔避難誘導の範囲〕

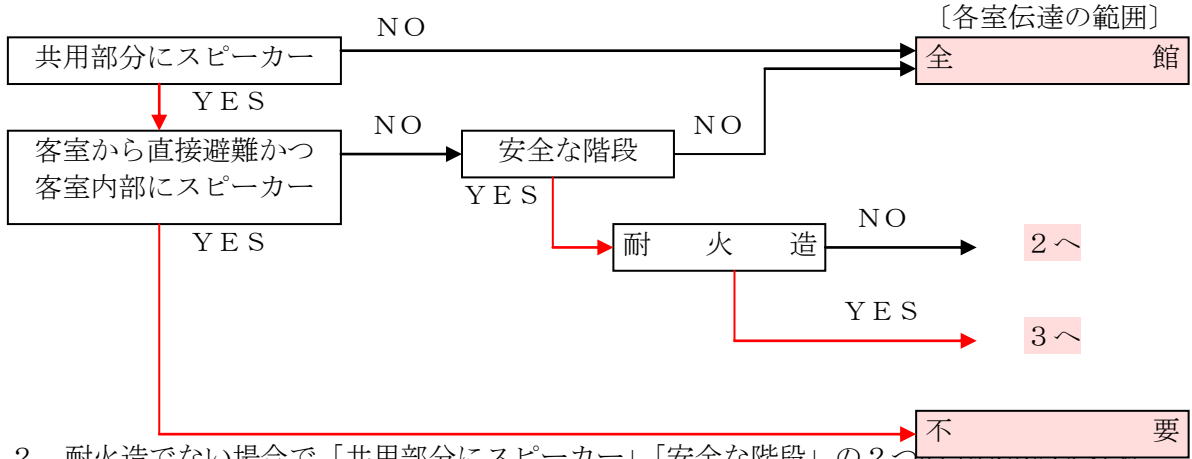


〔木造3階建ての場合〕

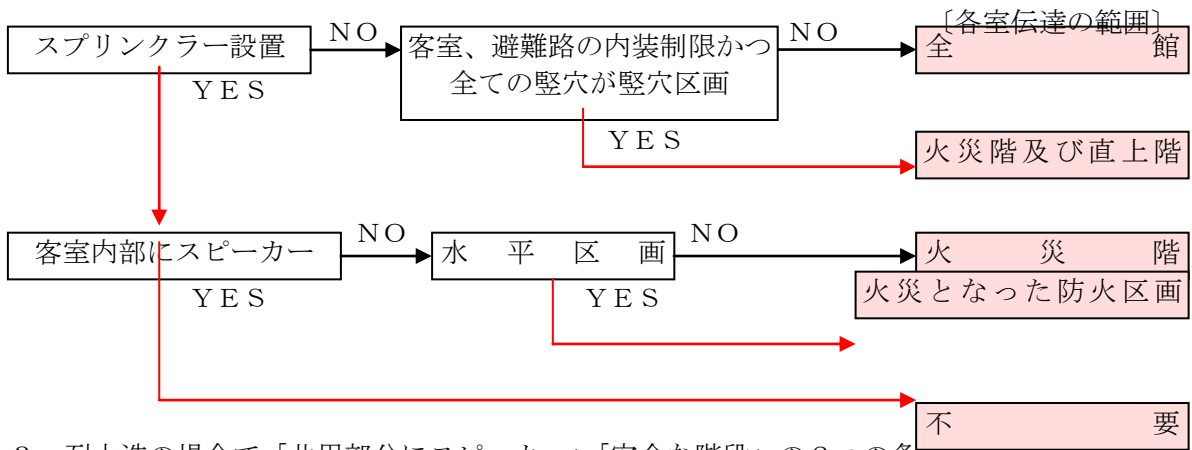


資料3 各室伝達が必要とされる範囲の簡単な見方

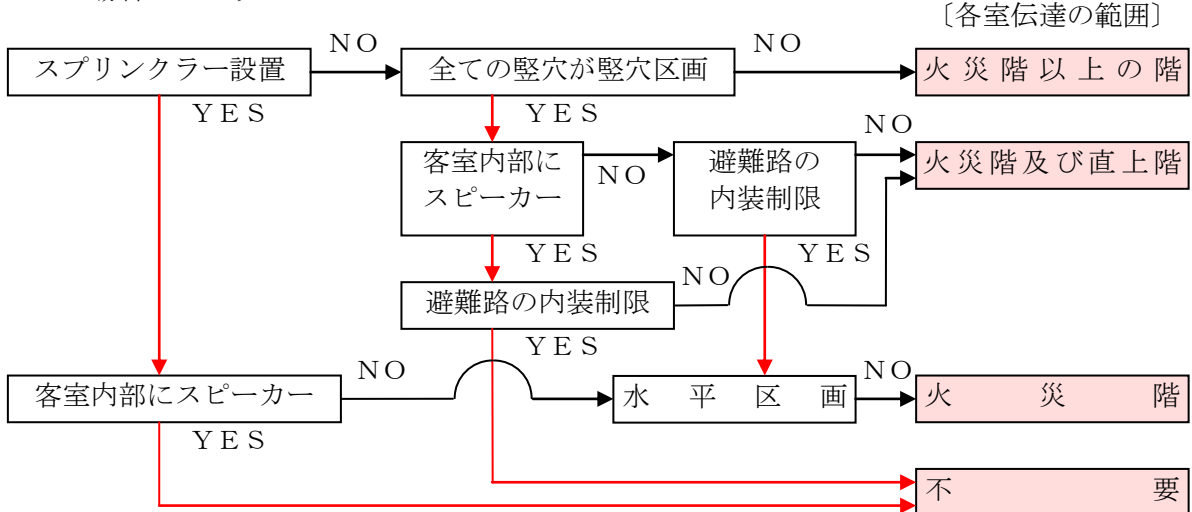
1 共用部分へのスピーカーの有無によるチェック



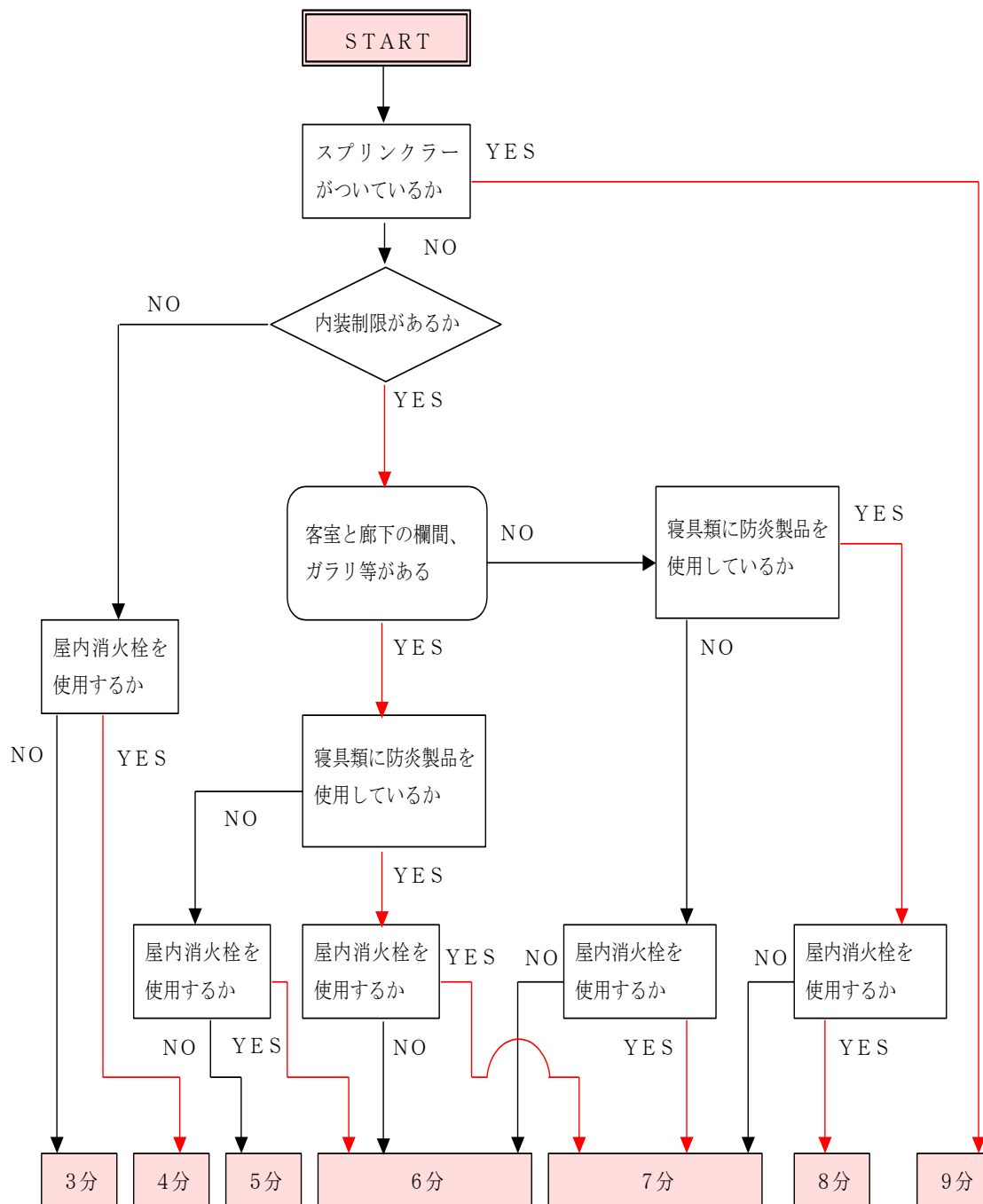
2 耐火造でない場合で「共用部分にスピーカー」「安全な階段」の2つの条件がいずれもYESの場合のチェック



3 耐火造の場合で「共用部分にスピーカー」「安全な階段」の2つの条件がいずれもYESの場合のチェック



資料4 火災階の限界時間計算フローチャート



資料5 非火災階の限界時間計算フローチャート

